

佐賀県告示第 585 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成 28 年 12 月 2 日から平成 29 年 1 月 4 日まで佐賀県県土整備部道路課及び東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 28 年 12 月 2 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 三瀬神埼線	神崎市神埼町的の字五本黒木580番3地先から 神崎市神埼町的の字四本黒木343番地先まで	平成 28 . 12 . 2
	神崎市神埼町鶴字御敷町 1495 番 1 地先から 神崎市神埼町鶴字枝刈 3415 番 5 地先まで	〃
県道 肥前神埼停 車場平八本 松線	神崎市神埼町田道ヶ里字駅三本松 2366 番 1 地先から 神崎市神埼町田道ヶ里字平八本松 2462 番 37 地先まで	〃
県道 若宮鶴線	神崎市神埼町鶴字鶴籠 2593 番 1 地先から 神崎市神埼町鶴字秀鶴 1057 番 1 地先まで	〃
県道 吉田鶴線	神崎市神埼町鶴字今鶴 874 番 1 地先から 神崎市神埼町鶴字秀鶴 927 番 1 地先まで	〃